

秋田県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）のお知らせ

秋田県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降に私立高等学校等に入学した生徒のいる以下の要件に該当する世帯に対し、「奨学のための給付金」を支給します。

●**対象校**（※私立高等学校、国公立高等学校等は末尾に記載する各連絡先へお問い合わせください。）

私立専修学校高等課程、私立専修学校一般課程又は私立各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに私立各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの。

対象となる国家資格者養成施設

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設のうち法令に基づき学校教育法第57条に規定する者（高等学校入学資格者）を入所させるもの
- ・准看護師養成所 ・調理師養成施設 ・製菓衛生師養成施設

●**支給要件**

令和7年7月1日現在、次のすべてに該当する世帯。

- ・保護者（親権者）等が秋田県内に住所を有していること。
- ・生活保護（生業扶助）受給世帯または保護者全員の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税の世帯。
- ・就学支援金または学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

※保護者等が県外在住の場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

●**生徒一人あたりの給付額（年額）**

世帯区分	全日制等	通信制
①生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	
②道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	152,000円	52,100円

●**生徒一人あたりの給付額（災害等につき1回に限る）**

給付対象の世帯区分	全日制等・通信制
上表②の世帯 ※着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合について	81,000円

●申請方法

※申請書は県ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望される場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

●申請期限

令和7年8月29日（金）（必着）

●給付方法

給付決定後、県が直接申請者（保護者等）の口座に振り込みます。（10月末予定）
※申請書類等に不備がある場合は、支給が遅れることがあります。

●提出書類

（1）非課税であることの証明書類（①または②。写し可。）

※生徒が高校2年生又は3年生で、昨年度マイナンバーを提出した方は提出不要です。（昨年度提出したかどうか確認したい場合はお問い合わせください。）

①生活保護（生業扶助）受給世帯の場合

→福祉事務所発行の「生活保護受給証明書」

・生活保護受給証明書は、令和7年7月1日現在、生活保護のうち生業扶助を受けていることがわかるもの。

②生活保護受給世帯以外の場合

→保護者等全員の令和7年度課税証明書又は納税通知書、若しくは個人番号カードの写し等

・課税証明書等は、道府県民税及び市町村民税所得割額が分かるもの。
・就学支援金の申請に使用する証明書のコピーでも構いません。
・父母それぞれの証明書が必要です。保護者等（親権者）全員の証明書がない場合、給付金を受け取ることはできません。

◎個人番号カードの写しを提出する場合は、マイナンバー収集台紙に身元確認書類及び番号確認書類を添付して提出してください。

※身元確認書類とは

個人番号カード（マイナンバーカード）の表面、運転免許証、パスポート（旅券）、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれか一つの写し等

※番号確認書類とは

個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面、個人番号通知カード、住民票（個人番号付き）のうちいずれか一つの写し等

※上記以外でも添付が可能な書類がありますので、これによらない場合はご相談ください。

(2) 「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」(様式1)

- ・次のどちらかを選択して申請書を記入してください。

※生活保護(生業扶助)受給世帯の場合は、様式1-1で提出してください。

様式1-1・・・非課税であることの証明書類として生活保護受給証明書、課税証明書、納税通知書を提出する場合

様式1-2・・・非課税であることの証明書類として個人番号カードの写し等を提出する場合

- ・記入にあたっては「記入上の注意」「記入例」をよく読んで記入してください。
- ・記入上の誤りは、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。

(3) 在学証明書(学校所定の様式)

(4) 振込口座届(様式10)と通帳のコピー

- ・口座は申請者(保護者等)本人名義のものに限ります。

(5) 制服の再購入に係る誓約書(様式13)と罹災証明書等

※着用を義務づけられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合における給付額の加算を受けようとする場合のみ

- ・再度、制服の購入が必要であることについて、高等学校等による証明書(様式13)等を添付してください。

【問合せ先・書類送付先】

※郵送の場合は、追跡可能な簡易書留や特定記録郵便により郵送してください。

(私立専修学校・各種学校) 秋田県あきた未来創造部 高等教育支援室

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1 Tel 018-860-1223

【秋田県ホームページ】

「秋田県高校生等奨学給付金制度について(私立専修学校・各種学校)」

※私立高等学校、国公立高等学校等についての問合せ先

(私立高等学校) 秋田県教育庁総務課 総務・私学チーム

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 Tel 018-860-5111

(国公立高等学校等) 秋田県教育庁高校教育課

〒010-8580 秋田市山王三丁目1-1 Tel 018-860-5161